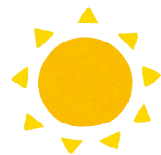


エアコン未設置の世帯に、 購入設置費用を助成します！



居宅にエアコンを設置していない、高齢者世帯等の熱中症事故等を防ぐため、**新たにエアコンを購入・設置する費用の一部**を助成します。

対象世帯



市内に住所があり、**居宅にエアコンが1台もなく**新たにエアコンを必要とし、次の①～④のいずれかに該当する世帯

①65歳以上の者のみの世帯で市民税が非課税の世帯

(※令和7年度中に65歳になる者も含む)

②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯で市民税が非課税の世帯

③18歳未満の者を養育している世帯で市民税が非課税の世帯

(※令和7年度中に18歳になる者も含む)

④生活保護世帯

助成額

5万円を上限とし、購入費用および設置費用の**2分の1**を助成します。(1世帯あたり1台限り)

例) エアコン本体と設置費の合計が8万5千円の場合の助成額
→4万2千円(※千円未満切り捨て)

対象経費

エアコン本体の購入及び設置費用

※修理、買い替えは対象となりません。

※申請者が工事をした場合には工事費は対象経費になりません



申請期間

令和7年4月25日(金)
～令和8年1月30日(金)

【裏面もご覧ください】

～ 助成金申請から支払いまでの流れ ～

①申 請

申請書に必要事項を記入し、見積書（購入費等詳細が分かるもの）とエアコン設置予定箇所の写真を添付して提出してください。



②助成決定

市から申請者へ決定通知書を送付します。

※決定通知書が届く前にエアコンを設置した場合、助成対象外となります。
ご注意ください。



③エアコン 設置

決定通知書が届いてから、エアコン設置をしてください。

※借家の場合、家屋所有者に承諾を得てからエアコンを設置してください。

※エアコンの設置は令和8年2月27日（金）までに完了してください。



④実績報告

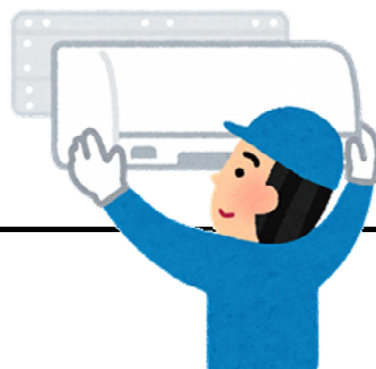
設置後、実績報告書に必要事項を記入し領収書とエアコン設置箇所の写真を添付して提出してください。



⑤助成金 支払

実績報告後、書類に不備がなければ、申請者の口座に助成金を振り込みます。

※エアコンの設置状況等について、魚沼市が調査することがあります。



【お問い合わせ先】

魚沼市役所 市民福祉部 福祉支援課 生活支援係

TEL : 025-792-9767（直通）